

令和6年度第6回神石高原町農業委員会総会議事録

開 会	事務局長	ただいまから令和6年度第6回神石高原町農業委員会総会を開会致します。まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長挨拶		(会長挨拶)
	事務局長	ありがとうございました。続きまして欠席者の報告ですが、本日の欠席者は■番■■■■委員、■番■■■■委員、■番■■■■委員以上の3名です。従いまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により在任委員数14名中出席者は11名でありますので過半数を超えております。総会が成立することをご報告申し上げます。尚、議事の進行につきましては会議規則第3条の規定により会長にお願いします。
議事録署名 委員指名	議 長	それでは議事に入りますまでに、本日の議事録署名委員の指名をさせていただきます。■番■■■■委員、■番■■■■委員にお願いします。
議案第1号	議 長	それでは議事に入ります。議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議 長	ありがとうございました。担当推進委員による現地調査をお願いしております。3-15の案件につきまして、■■■■推進委員さんお願いします。
	■■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-15について報告します。場所は■■■■から■■■へ■■■kmの場所にあります。申請書は農地の所有権移転の申請です。9月20日に■■■農業委員と申請者の代理人の■■■■の■■■さん同行のもとに現地調査を行いました。申請者である譲渡人は当面当該農地で耕作を行う予定がないため譲渡するということでした。譲受人は既存の経営地に近く耕作に便利であることから譲り受けるということでした。当該農地ではブルーベリーを作付けして自家消費したいということでした。所有権移転されても何ら問題ないものと思われれます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議 長	ありがとうございました。3-16の案件につきまして、■■■農業委員さんお願いします。
	■■番	■■■地区担当の農業委員の■■■です。3-16について報告します。9月15日に所有権移転先であります■■■さんと■■■■委員と私で現地調査を行いました。場所は■■■より■■■方面へ■■■km、■■■■手前■■■mを■■■に■■■mほど入った場所にあります。■■■さんは■■■で同じく農業をされておられるんですが、■■■ではほとんどの農地が民家に囲まれており草刈り等も遠慮しながらするような感じで、規模拡大ができないということで、以前町内の人が住宅兼倉庫をお持ちだったところを今回■■■さんが購入されました。今年の1月1日付けで■■■さんとこの農地2筆を利用権設定されまして、スモモなど6種類を30本植えておられます。■■■さんはもう農業はできないし子どもも相続し

		ても管理できないということで、無償譲渡するというで話しができませんして今回申請されました。■■■さんは農業に熱心な方でございます、何ら問題ないものと思われましてご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。3-17の案件につきまして、■■■推進委員さんお願ひします。
	■番	■■■地区の■■■です。受付番号3-17について報告します。場所は■■■より■■■m位の場所にあります。9月21日に■■■農業委員と譲受人の■■■さん同行のもとに調査しました。申請農地の譲り渡し人は人手不足により耕作困難となったため譲受人が譲り受け農業経営の規模拡大をはかりたいとのことです。申請農地は遊休農地となっており整地後ビニールハウスでトマトの栽培をしたいとのことで、人手も確保できるとのことです。所有権移転されてもなんら問題ないものと思われまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	ありがとうございました。3-18の案件につきまして、■■■推進委員さんお願ひします。
	■番	■■■地区担当の■■■です。受付番号3-18について報告します。場所は県道■■■線、町道■■■線の交点付近にあります。9月24日に■■■農業委員と■■■さん同行のもと調査しました。まず譲り渡しの■■■さんにつきましては近年大病を患われて、農業どころか普通の生活にも支障をきたすくらい歩けないような状態だそうで、近々子どもさんが住む■■■県に転居を決めて財産処分のため現在利用権設定で作ってもらっている■■■さんに申し出たということです。譲り受けの■■■さんにつきましては以前からこの土地を利用権設定して耕作されています。現在■■■に住んでおられますけど、申請地から500m付近に実家がありその実家を拠点に農作業の中でも特に米作を主に積極的に子どもさんと取り組まれております。時間も自分で自由にできるとことで、週3日から4日、田植えや稲刈りなど忙しい時には10日ぐらい泊まり込みで積極的に農作業をされています。今回の申請も規模拡大のためということで、所有権移転されても何ら問題ないものと思われまして。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願ひします。
	議長	無いようですので採決に移らせて頂きます。 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」3-16から3-18まで申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。 (全員賛成) 挙手全員でございますので申請通り許可することとします。 続いて3-15の採決に移らせて頂きます。■■■委員は退出してください。3-15の案件につきまして申請通り許可することに賛成の農業委員の方の挙手をお願ひします。

		(全員賛成) 拳手全員でございますので申請通り許可することとします。 ■■■■委員入室をお願いいたします。
報告第1号	議長	続きまして報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	説明が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
報告第2号	議長	無いようですので報告第2号「農地台帳登録申出について」を議題とします。説明をお願いします。
		(事務局説明)
	議長	ありがとうございました。農業委員による現地調査をお願いしております。■■■■委員さんお願いします。
	■番	■■■■地区担当の■■■■です。この土地は■■■■地区に■■■■の■■■■があるんですがその■■■■mのところにあります。9月20日に■■■■さんと現地を確認しました。■■■■さんの自宅のすぐ隣接地ということもあり現在はかぼちゃと小豆を植えられております。畑として利用されておりますので農地台帳に登録しても問題ないものと思われます。
	議長	報告が終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いします。
	議長	無いようですので、以上で本日ご提案します議案については終了しました。
		午後2時00分

		<p>以上、議事の経過を記載し、その内容は相違ないことを証するため署名します。</p> <p>令和6年10月28日</p>
		<p>■</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/> <p>■番 ■委員</p> <hr/>